

社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 六十三 （略）</p> <p>六十四 イタリア協定又はイタリア実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。</p> <p>（法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定）</p> <p>第五十条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十二 （略）</p> <p>二十三 イタリア協定</p> <p>（法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令）</p> <p>第九十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>二十 イタリア協定第一条1(b)に規定するイタリア共和国の法令</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 六十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定）</p> <p>第五十条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令）</p> <p>第九十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>（新設）</p>

(法第六十一条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定)

第九十三条 法第六十一条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一 十九 (略)

二十 イタリア協定

(事務の処理に関する特例)

第九十六条 次の表の第一欄に掲げる規定により同表の第二欄に掲げる相手国実施機関等に提出された申請又は申告に係る国民年金法施行令第一条の二各号に掲げる事務は、同条の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

一	(略)	第一欄
二	イタリア協定第十八条1	第二欄

(法第六十一条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定)

第九十三条 法第六十一条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

一 十九 (略)

(新設)

(事務の処理に関する特例)

第九十六条 次の表の第一欄に掲げる規定により同表の第二欄に掲げる相手国実施機関等に提出された申請又は申告に係る国民年金法施行令第一条の二各号に掲げる事務は、同条の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

一	(略)	第一欄
二	(新設)	第二欄